

環境監視測定車

騒音・振動測定に威力を発揮

市は、環境庁からの国庫補助を得て、さきごろ騒音振動測定車を導入しました。測定車の名称は「富士市環境監視測定車」。車には騒音自動測定記録計をはじめ、振動計、テープレコーダー、風向・風速計、騒音や振動の性質などを分析する周波数分析器を積んでいます。

この測定車は、小型車で狭い道路も自由に入ることができ、これまでのように機械を持ち運ぶ手間がはぶけ、機動力を充分発揮できます。

1年間に約100件の

騒音苦情

現在市内には、騒音や振動関係の特定工場、事業所が約100カ所もあります。また、交通騒音、振動の発生源となっている国道1号線、東名高速道路、新幹線などが市内を東から西に横断しています。

これらから発生する騒音や振動の苦情は約100件にものぼり、1年間に

発生する公害苦情約300件の3分の1を占めています。苦情の内容も、市民生活に最も身近なものばかりといえます。

そこで市は、測定車を使用することによって、市民みなさんの訴えに基づき、敏速、適確に調査、測定を行い、防止対策などの指導

を行っていきます。なお、測定車は公害苦情の調査、測定だけでなく、騒音・振動の発生源パトロールを行い、大気関係の「青空号」と共に、市民のみなさんの生活環境を守るため活動します。

吸音材や防音壁などで騒音防止対策

鷹岡の方から近所の会社の音がうるさくて困る一何とかしてほしいと公害課に連絡がありました。

公害課でさっそく現地に出かけ、会社のまわりで騒音の測定を行ったところ、57～74ホンもありました。この地域は、騒音規制法の第2種住宅地域にあたるため昼間は55ホン以下となっており、基準を大幅に上回っていました。

この会社の騒音発生源となっているのは切断機と機械プレスの音で、測定結果にもとづき、これらの騒音

防止対策を指導しました。会社ではさっそく吸音材や防音壁をし、機械も鉄板やグラスウールなどで囲いました。

防止対策を行ってから、再び測定したところ、53～55ホンに下がり、基準以下となりました。

※騒音規制法

第1種住居専用地域

昼50ホン

第2種住宅地域 昼55ホン

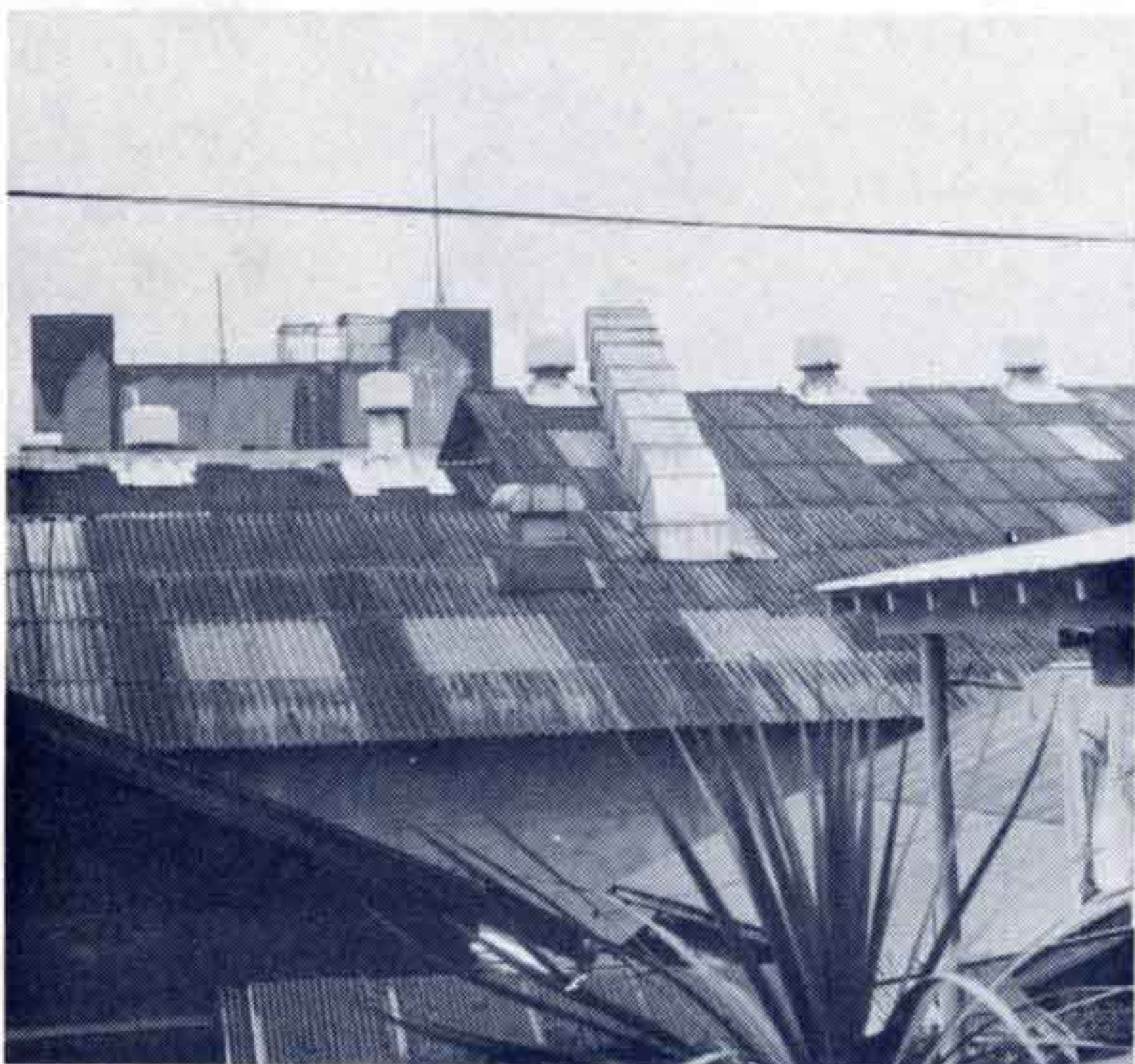
第3種商業及び準工業地域 昼65ホン

第4種工業専用地域

昼70ホン



【騒音や振動の測定に活躍する環境監視測定車】



【K製紙工場では送風機の排出口を住宅側から工場側にむけて騒音防止対策】